

XII 指 導 監 査

1 指導監査 指導監査課・子ども政策課

(1) 指導監査関係業務

平成28年4月1日付で佐世保市が中核市へ移行したことに伴い、長崎県から移譲された「介護保険法、障害者総合支援法及び社会福祉法等に基づく施設、事業者の指定（許可）、認可及び指導監査」、「児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査」及び従前から実施している「社会福祉法に基づく社会福祉法人等の設立、定款変更の認可、指導監査」等を行うことで、各事業者による事業の運営の適正化を図り、市民福祉の向上を目指しています。

①対象事業者等数

(令和5年4月1日現在)

社会福祉法人	65
介護保険サービス事業者	606
障害福祉サービス事業者	297
社会福祉施設 ・老人福祉施設 ・障害者支援施設（障害福祉サービス事業者に含む） ・生活保護法及び社会福祉法施設	46 37 7 2
有料老人ホーム	72
障害児通所支援事業者	91
児童福祉施設等	81

②実地指導監査の状況

対 象 事 業 者 等	令和4年度
社会福祉法人	19
介護保険サービス事業者等	71
障害福祉サービス事業者等	124
障害児通所支援事業者	27
児童福祉施設等	81

※書面監査及び書面指導を含む。

③令和4年度の状況

令和4年度においては、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染レベルに応じて指導監査の実施調整を行いました。具体的には、当初予定していた実地における指導279件に対し、実績としては86%の241件に留まり、更にそのうち33%にあたる79件が実地によらず書面での対応とならざるを得なくなりました。